

日本国籍確認訴訟について

事件番号： 平成 22 年（2010 年）（行ウ）第 508 号 国籍確認等請求事件
所 管： 東京地方裁判所 民事第 3 部 八木一洋・石村智・藤井秀樹 各裁判官
原 告： キム・ミョンガン（1950 年生まれ 60 歳 性人類学者）
訴訟代理人： 張學鍊（チャン・ハンニョン A I T S（エイツ）新宿法律事務所）
戸籍研究者： 佐藤文明（2011 年 1 月没）
裁判支援者： 井上和彦（日本国籍のなしくずし剥奪を許さない会）
被 告： 国

1. 主題

自国民から国籍を剥奪することは可能か、それはいかなる場合に可能なのか

2. 内容

1950 年、日本国籍をもつ両親から日本で生まれた原告は、出生によって日本国籍を取得した。1952 年、サンフランシスコ講和条約の発効に伴い日本が朝鮮半島に対する一切の主権を放棄したことにより、原告は日本在住であったにもかかわらず、父母の出身地が朝鮮というだけで、一方的に日本国籍を剥奪される扱い（本件処分）を受けてきた。このことが憲法 10 条・13 条・14 条違反であるとして、国に対して日本国籍を有することの確認を求めるとともに、慰謝料として 550 万円の支払いを求めるもの。

3. 経過

2010 年 9 月 8 日 提訴（日韓併合 100 年目のサ条約締結日）提訴後記者会見
2010 年 12 月 14 日 第 1 回口頭弁論 原告訴状 被告答弁書 原告意見陳述
2011 年 2 月 15 日 第 2 回口頭弁論 原告準備書面 1
2011 年 5 月 11 日 第 3 回口頭弁論 原告準備書面 2 結審
2011 年 7 月 20 日 一審判決

4. 昭和 36 年（1961 年）4 月 5 日 最高裁大法廷判決（要旨）＝被告国の主張

サ条約 2 条 (a) 項は、領土主権のみならず対人主権の放棄を含み、日本は朝鮮に属すべき人に対する主権を放棄した。対人主権の放棄は、朝鮮に属すべき人の日本国籍を喪失させることを意味するところ、朝鮮に属すべき人というのは、日本と朝鮮との併合後において、日本の国内法上で朝鮮人としての法的地位をもった人と解するのが相当である。朝鮮人としての法的地位を持った人というのは、朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登載された人である。したがって、サ条約発効当時に朝鮮戸籍に登載されていた人は、すべて朝鮮に属すべき人として日本国籍を喪失する。

5. 原告が日本国籍を有する根拠＝昭和 36 年最高裁判決に対する批判

（1）憲法 10 条違反

サ条約 2 条 (a) 項は、領域に関する規定であり、個人の国籍について何の規定も

ないことから、本件処分は、民事局長通達（行政官の職務命令）による国籍剥奪にほかならず、国籍の変動は法律によるべきであると定めた憲法 10 条に違反する。

(2) 戸籍を基準とする論理の矛盾

血統的には生粋の内地人である女性が、当時朝鮮戸籍に登載されていた日本国籍の男性と婚姻したという一事をもって、日本が朝鮮に対する主権を放棄するという条項を根拠に日本国籍を剥奪されることは、到底妥当な解釈とは言えない。

(3) 日華基本条約における処理との不整合（判例の自己矛盾）

日本は、サ条約 2 条 (b) 項において台湾に対する主権を放棄したが、昭和 37 年（1962 年）12 月 5 日最高裁大法廷判決は、台湾人男子と婚姻した内地人女子は、サ条約ではなく日華平和条約発効（1952 年 8 月 5 日）とともに日本国籍を失うと判示。最高裁は昭和 36 年判決と昭和 37 年判決との不整合を今なお放置している。

(4) 北方領土問題における処理との矛盾

日本は、サ条約 2 条 (c) 項において千島列島・樺太等に対する主権を放棄したが、この領土変更については国籍変更の処理も旧樺太原住民の日本国籍剥奪も行わず、家庭裁判所もそれを前提とした審判をしており、昭和 36 年最高裁判決と矛盾する。

(5) 過去の日本が関与する領土変更を伴う条約における先例との不整合

昭和 36 年最高裁判決は、樺太・千島交換条約や下関条約の先例を全く無視し、国籍に関する明文規定がなくても、領土の変更に伴い当然に国籍が変動すると解し、解釈によってその変更範囲を一律に決して国籍選択の余地すら認めなかった。

サ条約は、朝鮮の新国家を当事国としないため、原告らは日本国籍を剥奪されるや無国籍状態におかれ、外国人登録を余儀なくされ、退去強制の対象とさえされた。

(6) 憲法 13 条違反

本件処分は、個人からその意に反して国籍を剥奪する処分であり、個人の尊重・幸福追求権を保障した憲法 13 条に違反する。

(7) 憲法 14 条違反

国籍の剥奪にあたり同じ日本国籍者について出身による差別をしたことは、差別を禁じた憲法 14 条に違反する。

(8) 二つの最高裁判決の落差

昭和 36 年最高裁判決と平成 20 年（2008 年）6 月 4 日最高裁判決との落差を問う。

(9) サ条約の国内的効力と国内適用可能性について

サ条約 2 条 (a) 項の国籍に関する側面については、国内適用について国内法が一切制定されておらず、主観的基準及び客観的基準に照らしても直接適用可能性がないことは明らか。

家制度に基づく「戸」単位で個人を特定の民族に属するものと擬制する考え方は、個人の独立と尊厳を定めた憲法 24 条に違反する疑いが強い。

(10) 「対人主権の放棄」の意義について

昭和 36 年最高裁判決は、自国民から国籍を剥奪する措置を「対人主権の放棄」という表現に置き換えたが、領土の変更に伴う国籍変動をそのような概念で説明す

る議論はないし、国家が自国民に対する保護義務を一方的に放棄できるなどという議論は存在しない。

(11) 戸籍基準の問題性について

民事局長通達は、植民地の独立によって滞った戸籍事務の矛盾を解消するために国籍変動があったと解釈したもの。昭和 36 年最高裁判決は、行政官の判断にすぎない国籍剥奪を追認し、法律的に誤った解釈を展開し、これを定着させてしまった。

●日本国との平和条約（サンフランシスコ講和条約）（抄）

1951 年 9 月 8 日締結 / 1952 年 4 月 28 日発効

第二章 領域

第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

●昭和 27 年（1952 年）4 月 19 日付け民事甲第 438 号

各法務局長、地方法務局長宛 法務府民事局長通達

近く平和条約（以下単に条約という。）の発効に伴い、国籍及び戸籍事務に関しては、左記によつて処理されることとなるので、これを御了知の上、その取扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれたい。

記

第一、朝鮮及び台湾関係

- (一) 朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。
- (二) もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく、引き続き日本の国籍を保有する。
- (三) もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。

なお、右の者については、その者が除かれた戸籍又は除籍に国籍喪失の記載をする必要はない。

(四) 条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台湾人が右の届出によつて直ちに同地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱は認められないこととなる。

(五) 条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつぱら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台湾人（(三)において述べた元内地人を除く。）は、国籍法第五条第二号の「日本国民であつた者」及び第六条第四号の「日本の国籍を失つた者」に該当しない。

第二、樺太及び千島関係

樺太及び千島も、条約発効とともに日本国の領土から分離されることとなるが、これらの地域に本籍を有する者は条約の発効によつて日本の国籍を喪失しないことは勿論である。

ただこれらの者は、条約発効後は同地域が日本国の領土外となる結果本籍を有しない者となるので戸籍法による就籍の手続をする必要がある。

第三、北緯二十九度以南の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島関係

標記の諸島の地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本国籍を喪失するのでないことはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。

右諸島のうち、沖縄その他北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福岡法務局の支局である沖縄奄美大島関係戸籍事務所で取り扱われ、また、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島に本籍を有する者の戸籍事務については、条約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原関係戸籍事務所が設置され、同事務所において取り扱われることとなる（本月十四日附民事甲第四一六号本官通達参照。）。

● 共通法（大正 7 年（1918 年）法律第 39 号）（抄）

第一条 本法ニ於テ地域ト称スルハ内地、朝鮮、台湾、関東州又ハ南洋群島ヲ謂フ

2 前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

第三条 一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去ル

2 一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコトヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス

【参考】 内地戸籍（千島・樺太含む） 戸籍法
 外地戸籍 { 朝鮮戸籍 朝鮮戸籍令（朝鮮総督府令）
 台湾戸籍 本島人ノ戸籍ニ関スル件（台湾総督府令）

● 平成 20 年（2008 年）6 月 4 日 最高裁大法廷判決（国籍法第 3 条違憲訴訟）（抄）

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位でもある。一方、父母の婚姻により嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に係る事柄である。したがって、このような事柄をもって日本国籍取得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否かについては、慎重に検討することが必要である。